

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月25日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 令和2年度 南九州自動車道トンネル換気設備点検業務 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 八代維持出張所管内 南九州自動車道
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和01・02・03年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「建物管理等各種保守管理」のA、B、C、又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (4) 平成16年度以降に元請けとして完成又は完了した以下の①又は②の要件を満たす設備の点検整備業務又は工事の実績を有し、その証明ができること。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

① 道路トンネル換気設備

② 道路トンネル非常用施設（排煙設備に限る）

なお、当該実績が平成16年度以降に完成した地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除

く)に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは、施工実績として認めない。

(5) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在すること。

(6) 本業務の配置予定管理技術者は、令和 2 年 4 月 1 日現在で次のア) 又はイ) の条件を満たすこと。

ア) 道路トンネル換気設備又はトンネル非常用施設(排煙設備)の点検・整備における管理技術者又は工事(修繕工事含む)における主任(監理)技術者としての実務経験を有する者

イ) 道路トンネル換気設備又はトンネル非常用施設(排煙設備)の製作・据付又は修繕(改造、更新含む)又は点検・整備に関し、実務経験年数が以下のとおりの者

学 歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大 学 卒 業 後	2 年以上	3 年以上
短大・高専卒業後	3 年以上	4 年以上
高 校 卒 業 後	5 年以上	6 年以上
そ の 他	8 年以上	

なお、ここでの指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(7) 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

※恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(8) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

(9) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。

イ) において同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イ) において同じ。)の関係にある場合

イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア) については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関

係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書及び申請書等の提出場所等

- (1) 入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒８６１－８０２９ 熊本県熊本市東区西原１丁目１２番１号
九州地方整備局 熊本河川国道事務所 経理課専門職（内線５０７）
電話０９６－３８２－１１２７ fax０９６－３８２－０６１８
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ① 交付場所は、上記３（１）に同じ
 - ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (3) 電子調達システムのURL
<https://www.geps.go.jp/>
- (4) 電子調達システム、持参又は郵送等による申請書等の提出期限
令和２年３月 ４日 １７時００分
- (5) 電子調達システム、持参又は郵送等による入札書の提出期限
令和２年３月２３日 １７時００分
- (6) 開札の日時及び場所
令和２年３月２４日 １０時００分 九州地方整備局 熊本河川国道事務所入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記３（４）に示す提出期限までに上記３（３）に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記３（４）に示す提出期限までに上記３（１）に示す場所に提出しなければならない。
 - ③ 上記①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ④ 上記２（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記４（３）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (4) 落札対象
申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札、九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は 2 回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 契約日は令和 2 年度予算が令和 2 年 4 月 1 日までに成立した場合は令和 2 年 4 月 1 日とし、4 月 2 日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に関わらず、契約（履行）期間の始期は令和 2 年 4 月 1 日とする。

また、暫定予算となった場合、本調達案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。なお、本予算成立後は令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(10) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。